

奈良県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和二年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名称	主たる事務所の所在地	田原本町	社会福祉法人田原本町社会福祉協議会
		名称	所在地	磯城郡田原本町八九〇―一	磯城郡田原本町大字阪手三三六―一
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	所在地	田原本町	地域包括支援センター	田原本町
	名称	所在地	磯城郡田原本町八九〇―一	地域包括支援センター	本町八九〇―一
廃止した居宅サービスの種類		介護予防支援		介護予防支援、介護予防ケアマネジメント	
		平成二十五年三月三十一日		令和元年五月三十一日	